

旭川市給水工事指定店の指定を受けようとする方へ

指定店申請の際の注意事項は次のとおりです。良くお読みになって確認の上、申請してください。担当：管路管理課給排検針係 Tel 0166-24-3140（直通）

〈提出書類〉

- 1 指定給水装置工事事業者指定申請書（給-1）
 - （表面）・役員氏名の欄は、役員のみを記入
 - ・事業の範囲は、登記事項証明書のとおり記入
 - （裏面）・当該給水区域で給水装置の事業を行う事業所の名称
 - ・事業所の所在地
 - ・事業所で選任する給水装置工事主任技術者氏名及び免状の交付番号
 - 2 機械器具調書（給-2）

種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」を記入

※全ての器具について記載願います。市内業者の場合、申請後、水道局職員が器具を確認しに行きます。市外業者の場合、申請時、器具の写真（カラー）も提出してください。
 - 3 誓約書（給-3） **※法人・個人 共通**

次のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - イ 法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者
 - ウ 旭川市給水工事指定店規程第7条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めるとに足りる相当の理由がある者
 - オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
 - 4 法人の場合は、「定款又は寄付行為」及び「登記事項証明書（原本）」
個人の場合は、本人の住民票
 - 5 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（給-4）及び
給水装置工事主任技術者免状の写し
- 〈登録手数料〉給水工事指定店登録手数料は **10,000円**です。
※申請書類処理後に納付書を送付します。